

中国付加価値税改革の経済的影響

——最近の増値税改革による経済的影響の産業連関分析——

申 雪 梅

はじめに

中国では1994年に分税制改革が行われた。分税制とは主に税金を税目及び納税主体別に、徴税機関及び税収配分先を中央及び地方に分類し、財源別に中央政府の取り分である中央税¹⁾ (Central Taxation)、地方政府の取り分である地方税²⁾ (Local Taxation) 及び中央政府と地方政府がシェアする共有税³⁾ (Sharing Taxation) に分けられたことから分税制という名前が付けられた。賈康・趙全厚⁴⁾ はこれを“行政的分権”の時代から“経済的分権”の時代に移行したと指摘している。

中央政府は、1994年の分税制改革によって、まず中央政府自身の財政収入を確保するのが優先課題であった。この改革によって地方財政収入はかなり減少し、その収入減少を補うために、セットとして1995年から行われたのが中央から地方への財政移転制度である。分税制改革後、増値税 (VAT、中国型付加価値税で日本の消費税に当たる)、消費税 (Consumption

Tax、日本の個別消費税に当たる)、個人所得税 (Personal Income Tax)、企業所得税 (Company Income Tax、日本の法人税に当たる) 等いくつかの税制改革が行われたが、これらの改革は、地方の所管・徴収する地方税を減らす方向での改革であった。例えば地方税に区分されていた税種を中央と地方がシェアする共有税に再区分したり、又共有税に関しては中央の配分割合をアップさせたりして、中央税収入には有利で、地方税収入には不利になるように改革が行われ、地方財政はさらに厳しくなった。

中国は増値税だけで税収の4割程度、営業税 (Business Tax、サービス業を課税対象とする仕入控除出来ない売上税 Sales Tax の一種で、これは仕入税額控除できる付加価値税とは違う) を合わせて2つの主要間接税で税収の半分以上を占めている。個人所得税は税収の10%も達しておらず、企業所得税も税収の2割位程度しか占めていない。このように所得税の割合が低い原因は、収入源の多様化で収入を全部把握しにくい問題と、所得税徴収のコストが高い等の問題に関連している。そこで、上記の2つの主要間接税が中央政府と地方政府のどちらの管轄になるかが財政収入を大きく左右するので、本稿は分析対象をこの2つの主要間接税とする。

1994年の分税制改革によって中国の付加価値税である増値税はEUの付加価値税に近く、

1) 中央税には消費税 (中国の個別消費税)、関税、船舶トン税、車両購入税等がある。(2011年現在)

2) 地方税には営業税、農業税、城鎮土地使用税、耕地専用税等がある。(2011年現在)

3) 共有税には増値税、証券取引印花税、企業所得税、個人所得税、都市維持建設税、資源税等がある。(2010年現在)

4) 賈康・趙全厚 [2009].

労務を提供するサービス業以外⁵⁾のすべての産業に普遍的に徴収を行う付加価値税として成長してきた。しかし、当時の増値税はEU型付加価値税と違う中国型付加価値税としての2つの特徴を残した。1つは投資を抑えるために生産型増値税を導入し、仕入税額控除する時に固定資本財の税額控除を認めないようにしたことである。2つは通常EU等の付加価値税はサービス業の労務にも付加価値税を適用しているが、中国はサービス業に対して仕入税額控除を認めない売上税型の営業税を徴収していることである。これが2009年度の増値税の改正によって、生産型増値税から消費型増値税へ移行され、固定資本財の税額控除が可能となり企業の負担が軽減されることとなった。

この増値税の改革によって、地方政府の税収入はさらに減少した。この改革が地方財政に影響を与える等の制度分析は中国国内研究者⁶⁾によって行われているものの、数量的分析の研究はほとんどない。中国の2009年の増値税改革に関して数量分析を行った代表的な論文としては藤川清史、叶作義、下田充、渡邊隆俊 [2010]がある。この論文は、日中両国における付加価値税の制度の相違について比較分析を行い、さらに日中両国における付加価値税改正がもたらす物価や税収への影響について、産業連関表による分析を行っている。しかし、この論文は日本と中国の付加価値税の最近の動向—日本の税率アップと中国の増値税⁷⁾に関して輸出税還付制度、増値税の生産型から消費型への移行を網羅したモデル作りにはなっているものの、中国の税制改革が中国経済、特に地方財政に与える影響や財政システムなどの関連性までは視野に入れていない。

そこで本論稿では2007年の中国の42部門の

産業連関表を使って、まず2009年から全国的に実施し始めた生産型増値税から消費型増値税への移行が各産業の税負担にどのような影響を与え、この影響を受ける産業を主要産業とする地域経済ひいては地方財政にどのような影響を与えているかについて分析することを本稿の第一の目的とする。

次に、中国の付加価値税の二番目の特徴に関して、最近営業税が増値税によって代替されるべき等の議論が盛んに行われている⁸⁾。また、営業税が増値税に合併されて、新しく合併された部分も共有税化するのが国の中長期目標に入っている⁹⁾、中国の第12回五カ年計画時期(2011年-2015年)の税財政改革の課題の一つにもなっている。

そこで本稿の二番目のシミュレーションは営業税が増値税によって代替された時に、どの産業と地域に影響を与えるのか、一番目と同じく2007年の中国42部門の産業連関表で分析を行う。現在共有税である増値税の中央と地方の配分割合は3:1であるが、地方税である営業税が共有税である増値税で代替されると配分割合はどのようにすれば現在の地方に分配される増値税と営業税の税収水準を維持することができるか推計する。仕入税額控除ができない営業税が増値税に代替され、仕入税額控除、固定資本財の税額控除が認められるようになると、営業税と増値税の税収総額がどのように変更され、今後さらにどれくらいの財政移転が必要になるのか推計を行う。この一連の推計で、今後行われる財政移転制度に一つの理論的根拠を提示するのが本論文の二番目の目的である。

1. 分税制改革後の中央と地方財政関係

本論を説明する上で中央と地方の財政関係が分税制改革前後にどのように変化したかを先ず

5) サービス業には営業税を課する。

6) 邢瑞玲 [2009], 白洁 [2010], 周芳 [2007], 刘玉梅 [2010].

7) 増値税は中国の付加価値税。

8) 刘佐 [2009], 胡天瑞・管泽峰・杜壬禾 [2009] 等。

9) 刘国艳 [2008].

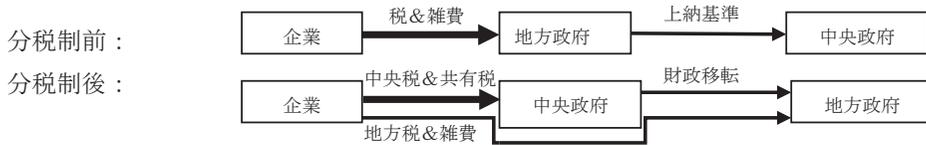


図1 分税制前後の企業、地方政府、中央政府の関係

説明する必要がある。これを説明したのが図1である。

分税制改革前まで地方政府が主に企業から税・費を徴収し、中央と地方は財政請負制を実施した。各地方の経済状況に応じて地方政府ごとに中央に納める上納基準が決められおり、各地方政府がその上納基準を中央に収めれば残りは地方に留保できて、改革開放以降地方がかなりの権限と財政収入を得ることができた。地方は自分の管轄内の企業を保護し、財政収入を確保するために、地域ごとに封鎖を行って、これが地域格差を広げる要因にも繋がった。しかし、経済成長が順調のなか中央政府は財政収入が伸び悩み、改革開放の中で中央のマクロコントロールが必要とされている時にその能力も発揮できなくなり、財源が不足して再分配を行う能力も低下した。そこで中央政府にとって改革が必然的なものとされ、1994年の分税制改革が行われた。

1.1 分税制改革後の中央税、地方税、共有税

分税制改革によって、税目を中央税、地方税、中央地方の共有税に分け、中央政府と地方政府はこれらによって財政収入を確保する段階に移行した。賈康・赵全厚¹⁰⁾はこれを“行政的分権”の時代から“経済的分権”の時代に移行したと指摘している。1994年の分税制当時と現在の中央税、地方税、共有税の範疇は表1のとおりである。表1からも分税制改革後主に改革されたのは地方税で、地方税の税目が中央税か共有

税になったのが分かる。

分税制改革によって中央政府は各地方に国の手先機関を配置し、中央税と共有税を徴収するようにした。しかし、図2からも分かるように地方税務局が徴収できる純粋な地方税は全ての税収の17%位でかなり少ない。このようにして分税制改革後は、図1で示したように、税は主に中央政府によって徴収され、地方政府の財政不足は中央からの財政移転によって賄われるようになった。

1.2 分税制改革後の税制改革

表2は各主要税の1994年分税制改革当時と2008年の税額増加倍率の比較である。一番の伸びを見せたのが個人所得税で51倍の増加倍率で、次は企業所得税が15.8倍の増加倍率で、次が営業税で11.4倍の増加倍率である。この増加倍率の顕著な税種に関しては、分税制改革後いくつかの改正が行われた。

1.2.1 所得税改革

中国の所得税には企業所得税(Company Income Tax、日本の法人税)と個人所得税(Personal Income Tax)が含まれている。地方税であった所得税¹¹⁾は、2002年から一部¹²⁾の会社以外の

11) 中国の所得税は企業所得税と個人所得税からなる。

12) この一部の会社には鉄道運輸、国家郵政、中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、国家開発銀行、中国農業発展銀行、中国輸出入銀行、中国石油天然株式会社、中国石油化工株式会社と海洋石油天然ガス企業が含まれ、この企業の所得税は引き続き中央税とした。

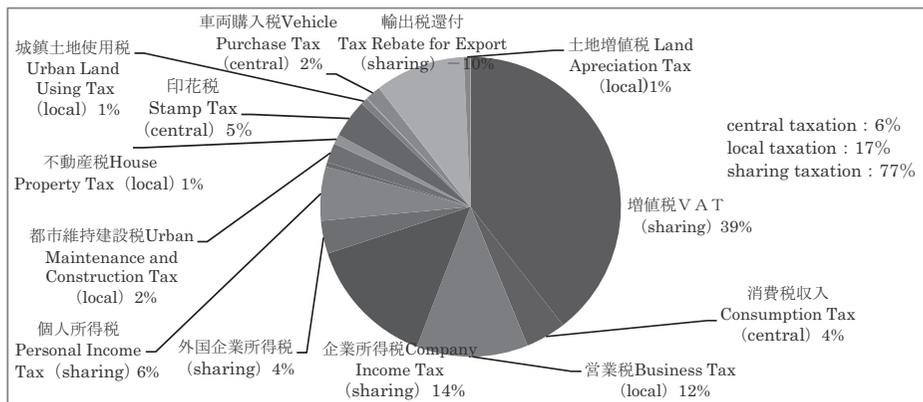
10) 賈康・赵全厚 [2009]

表 1 1994 年と 2008 年中央税，地方税と共有税の範疇・共有税の中央と地方配分割合

	1994 年	現在
中央税	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税， ・関税， ・輸入品の増値税，消費税， ・中央企業所得税，地方銀行と外資銀行及び非金融企業の所得税， ・鉄道部門，各銀行本店，各保険会社本店が上納する税金（営業税，所得税，利潤と都市維持建設税，中央企業上納利潤）， ・輸出還付税 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税， ・関税， ・輸入品の増値税，消費税， ・中央企業所得税，地方銀行と外資銀行及び非金融企業の所得税， ・鉄道部門，各銀行本店，各保険会社本店が上納する税金（営業税，所得税，利潤と都市維持建設税，中央企業上納利潤）， ・車両購入税
地方税	<ul style="list-style-type: none"> ・営業税，・城鎮土地使用税， ・都市維持建設税， ・車両船舶使用税 ・農業税（農牧業税，農業特産物税，契約税，耕地占用税）， ・土地増値税，・不動産税， ・車両購入税 ・国有土地有償使用収入， ・個人所得税， ・企業所得税， ・屠殺税， ・遺産と譲与税， ・固定資産投資方向調節税， 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業税，・城鎮土地使用税， ・都市維持建設税， ・車両船舶使用税， ・農業税（契約税，耕地占用税，たばこ税）， ・土地増値税・不動産税
共有税	<ul style="list-style-type: none"> ・増値税（50%：50%） ・証券取引印花税¹³⁾（50%：50%） ・資源税（資源によって分割する比率が違う，海洋石油資源税は中央税とする）， 	<ul style="list-style-type: none"> ・増値税（75%：25%）， ・証券取引印花税（97%：3%）， ・資源税 ・企業所得税（60%：40%）， ・個人所得税（60%：40%）， ・輸出還付税（92.5%：7.5%）

出所：中国税務年鑑，賈康・趙全厚 [2009] と曹瑞林 [2004] によって作成。

(注：改革された項目は網かけで表記している。)



出所：税務年鑑 2008 年によって作成。

注：中央税と共有税は中央政府が徴収し，地方税だけ地方政府が徴収する。

図 2 各税の税収に占める割合

13) 証券取引印花税は日本の印紙税に当たる。

表2 1994年と2008年主要税増加倍率

	税収合計	国内増値税	営業税	国内消費税	関税	農業各税	企業所得税	個人所得税
1994	5,126.9	2,308.3	670.0	487.4	272.7	231.5	708.5	73.0
2008	54,223.8	17,996.9	7,626.4	2,568.3	1,770.0	1,689.4	11,175.6	3,722.3
倍増率	10.6	7.8	11.4	5.3	6.5	7.3	15.8	51.0

出所：中国統計年鑑2009年，中国税務年鑑各年をもとに作成。

表3 三つの改革年度別年平均収入，月平均収入，非課税基準の比較

単位：元	年平均収入	月平均収入	非課税基準
1995年	5,500	458	800
2005年	18,364	1,520	1,600
2008年	29,229	2,436	2,000

出所：中国統計年鑑，2009年。

所得税収を中央と地方の共有税とし，中央と地方の配分割合を2002年は50%：50%，2003年に以降は60%：40%に徐々に上げられた。国務院総理官邸事務会（中国語：国务院总理办公会）の許可を得て中央政府は所得税の共有税化によって増えた収入は全額一般財政移転支払に当てるようにした。

個人所得税に関して1994年分税制当時の給料所得者の非課税基準は800元であった。この規準が2005年には1600元に，2008年からは2000元に引き上げられた。しかし，これは非課税規準の名目上の上昇を意味するだけで，決して実際の上昇とは言えない。それは，国民の所得はそれ以上のスピードで成長しているからである。

表3によると1994年時点では給料所得者の月平均収入が非課税基準の半分位だったのが，2005年の改正でかなり接近するようになり，2008年からは月平均収入が非課税基準を超えて，低所得者層も個人所得税の課税対象者の範疇に入ったのが分かる。住民の平均収入も上昇してきたが，非課税基準はその上昇率まで追いついていないため，課税対象が広くなり，これが個人所得税の一番の成長率をもたらした原因と予想される。

1.2.2 共有税改革

分税制改革後中央と地方が共同にシェアする共有税に関して中央の取り分を大きくするように改革が行われた（表1参照）。増値税は1994年分税制改革当時の中央と地方の配分比率50%：50%から，現在は75%：25%になっている。

証券取引印花税（日本の印紙税に相当）は分税制当時の中央と地方配分比率の50%：50%から，1997年には80%：20%に，そして印花税の税率も3%から1997年5%に引き上げられた。税率上昇による税収増加分は全部中央税とし，この結果実際の配分割合は88%：12%までになった。そしてさらに，2000年の『国務院の証券取引印花税税率に関する通知』で3年以内に中央と地方の割合を97%：3%にするようにして2002年からは中央と地方の配分割合が97%：3%になりほとんど中央税と言えるだろう。

1.2.3 地方税改革

そして，一部の地方税は廃止された。国務院の『財政部，国家税務総局が固定資産投資方向調節税に関する政策問題の通知』によって1999年7月1日から固定資産投資方向調節税を停止された。2001年から農村部では農民の負担を軽減するために農村税費改革が行われ，2004年から農業税と農業特産物税は停止された。農業税

表4 中央から地方への財政移転が地方の一般財政収入に占める割合と
三つの財政移転が財政移転総額に占める割合

	中央から地方への財政移転が地方の一般財源に占める割合				
	増値税と消費税の税還	所得税の還付	財力性財政移転	特別財政移転支払	
1995年	57.80%	73.70%		11.50%	14.80%
1996年	51.10%	72.90%		88.00%	18.30%
1997年	48.00%	71.80%		98.00%	18.40%
1998年	49.00%	63.40%		95.00%	27.10%
1999年	53.10%	53.10%		12.80%	34.10%
2000年	55.10%	46.50%		18.80%	34.70%
2001年	56.40%	37.70%		26.20%	36.00%
2002年	57.80%	32.80%	8.10%	26.40%	32.70%
2003年	54.50%	31.40%	11.10%	27.80%	29.70%
2004年	57.10%	26.50%	8.80%	28.70%	31.70%
2005年	51.80%	25.70%	8.10%	33.40%	32.80%
2006年	51.70%	22.30%	6.60%	37.00%	34.10%
2007年	51.50%	18.60%	5.20%	40.50%	35.70%
2008年	55.00%	15.20%	4.10%	38.30%	42.40%

出所：「1995年-2008年間の地方財政力の規模と中央政府からの財政移転状況」¹⁴⁾。

が財政収入のかかなりの部分を占めている郷以下の地方政府の財政はかなり厳しくなった。

上記に述べた分税制後行われた税改革は表1の一覧表からも分かるように、主に地方税であった税種を中央と地方がシェアする共有税にして共有税の税種を増やし、共有税に関しても中央と地方の配分割合を中央の取り分が増加するように改正された。そして地方税の一部の税目は廃止された。分税制改革によって多くの財政収入が中央政府に取り上げられた地方政府は、その後も地方財政に不利になるような改革が行われ、地方の財政はもっと厳しくなった。

1.3 財制移転制度

以上述べたように分税制改革後中央財政収入はかなり安定的な成長を遂げていたが、その分地方政府の財政収入はかなり減少された。そこで、地方政府の今までの財政収入を保証させるための補助措置として、1995年から税還付が行われ、それが今日の財政移転制度にまで発展した。

現在の中国の財政移転制度には三つの形態が

ある¹⁴⁾。一つ目は、両税の(増値税、消費税)の地方への税還付で2002年から所得税の還付も含めた三つの税還付、二つ目は財力性財政移転¹⁵⁾、三番目は使用目的が規定されている特定財政移転支払がある。王小朋、欧阳渊 [2010]によるとこの三つの財政移転が各々行われた後、各地域の一人あたり財政力格差やジニ係数等に与えた影響から、財力性財政移転の地方間格差を縮める効果は一番すぐれているが、税の還付と特定財政移転支払は地域間格差を縮める効果は弱いと指摘した。

表4によると、分税制改革後、地方の一般財政収入の半分以上は国からの財政移転に依存し

14) 1995年-2008年間の地方財政力の規模と中央政府からの財政移転状況 [2009]。

15) 財力性財政移転には一般性財政移転、民族地域への財政移転、資金調達のための財政移転、農村税费改革のための財政移転、農業特別産品税取り消し補填のための財政移転、県郷政府機構改革のための財政移転、決算補助等が含まれる。

16) (中国語：1995年-2008年地方財力規模及中央補助情况), 『地方財政研究』, 2009年11期。

表5 税率¹⁸⁾

1	農業	13%	22	廃棄物	13%
2	石炭鉱業	13%	23	電力、エネルギー生産、供給業	13%
3	石油・天然ガス	13%	24	ガス生産と供給業	13%
4	金属鉱物	17%	25	水の生産と供給業	13%
5	非金属鉱物	17%	26	建築業	3%
6	食料品製造業・タバコ製造業	13%	27	交通運輸及び倉蓄業	4%
7	紡織業	17%	28	郵政事業	3%
8	衣服・皮革・その他の繊維既製品	17%	29	情報通信、コンピューターとソフト産業	5%
9	木製加工品・家具製造業	17%	30	卸売と小売交易業	5%
10	紙、印刷・事務用品	17%	31	宿泊とレストラン業	5%
11	石油、コークス・核燃料加工業	17%	32	金融保険業	5%
12	化学工業	17%	33	不動産業	5%
13	非金属鉱物製造業	13%	34	貸貸とビジネスサービス業	5%
14	金属製錬・精製	13%	35	科学研究事業	5%
15	金属製造業	13%	36	総合技術サービス業	5%
16	一般、特殊機械製造業	17%	37	水利、環境と公共設備管理業	5%
17	輸送用機器製造業	17%	38	住民サービスとその他のサービス業	10%
18	電気製品、機械・器材製造業	13%	39	教育	0%
19	通信設備、コンピューター及び他の電子機械製造業	17%	40	衛生、社会保障と社会福祉事業	5%
20	計器器具及び事務用機械製造業	17%	41	文化、体育と娯楽業	3%
21	他の製造業	17%	42	公共管理と社会組織	3%

ているのが分かる。そして分税制改革当時は主に両税の税還付をメインとする財政移転システムから現在は使用目的が特定されている特別財政移転支払がもっとも高い割合を占めるようになり、中央政府コントロール型の政府間財政関係へ発展しているのが分かる。このような動きの中で以下の税制改革が地方財政にどのような影響を与えるのかを観察する。

2. 消費型増値税へ移行の試算

2.1 使用データ

2008年11月10日付けで発表された《中華人民共和国増値税暫定条例》（2009年1月1日より施行）によると、1994年1月から施行されてきた《増値税暫定条例》を改正し、増値税制度を生産型から消費型へ転換させる改革が行われた。それで、これまで固定資本財の税額控除禁止規定が今回の改正で削除され、企業の設備投資が容易に行われるようになった。これと同時に、財政収入の減少をもたらし、特に地方財

政への影響も大きく、地方の産業構造の相違により、影響を受ける割合も異なると考えられる。

そこで、まずこの改革が各産業にどのような影響を与えるのかを2007年の中国42部門産業連関表を使って明らかにする。即ち、2007年時点で、生産型消費税から消費型増値税に移行された場合の影響を分析する。そして、各地方の産業構造の特徴と重ね合わせて、地方財政収入への影響について考察する。

今回使用したのは中国2007年度の42部門産業連関表である。そして、増値税の課税産業は第1部門から第25部門までで、営業税の課税部門は第26部門から第42部門までとする。使用した税率は表5のとおりである。ここに示されたのは外税なので実際使用する時は内税率¹⁷⁾

17) 内税は粗税率とも言い、税を含んだ値段に占める税の割合のことで、これは外税率 t から $t/(1+t)$ によって計算することができる。

18) 中国も日本のように外税率を使用している。

表6 3部門産業連関表

	1	2	m	C _j	G _j	I _{vi}	E _j	M _j	X _j
1	Z ₁₁	Z ₁₂	Z _{1m}	C ₁	G ₁	I ₁	E ₁	M ₁	X ₁
2	Z ₂₁	Z ₂₂	Z _{2m}	C ₂	G ₂	I ₂	E ₂	M ₂	X ₂
3	Z _{m1}	Z _{m2}	Z _{mm}	C _m	G _m	I _m	E _m	M _m	X _m
W _j (労働報酬)	W ₁	W ₂	W _m						
T _j (生産税 = 企業の支払う各税一補助金)	T ₁	T ₂	T _m						
D _j (固定資本原価償却)	D ₁	D ₂	D _m						
P _j (営業利潤)	P ₁	P ₂	P _m						
X _j	X ₁	X ₂	X _m						

W_j・・・j部門の労働報酬, T_j・・・j部門の生産税, C_j・・・j部門の民間消費,
M_j・・・j部門の輸入, G_j・・・j部門の政府購入, E_j・・・j部門の輸出,
Z_{ij}・・・i部門からj部門への中間投資, X_j・・・j部門の総生産
M産業・・・営業税課税産業 1と2部門・・・増値税課税産業

に直して計算する。

今回のシミュレーションを行う時に注意すべき点は上記でも述べたように中国は労務を提供するサービス業には増値税ではなく営業税を徴収することである。営業税は仕入れに関して税額の控除が認められていないところが増値税と一番の違うところである。そして、増値税課税部門は原則として仕入税額控除できるが、営業税課税部門からの仕入に関しては仕入税額控除できない。増値税が生産型から消費型に移行され、増値税課税部門に固定資本財にかかった税額控除が可能になっても、営業税の課税部門は依然として仕入及び固定資本財にかかった税額は控除できない。

2.2 増値税推計に使用する計算式¹⁹⁾

2.2.1 各産業部門の固定資本財取引額 I_{vij} の推計

消費型付加価値税を分析する際、各産業部門で控除すべき固定資本投資財取引額が必要となるが、産業連関表では各産業が自産業と他産業に行った投資需要の合計 (I_{vi} = Σ_jI_{vij}) は得られるが、それぞれの産業の投資財取引額 (I_{vij})

は得られない。そのために、各部門投資財取引額 I_{vij} を推計することが必要である。本報告では中井 [1981] に従って推計を行う²⁰⁾。

まず、各産業部門 j で行われた投資額の推計として、

$$I_{vj} = \frac{P_j + D_j}{\sum_j P_j + \sum_j D_j} \sum_j I_{vi} \quad (1)$$

を用いる。

P_j・・・j部門の営業利潤, D_j・・・j部門の固定資産の減価償却

I_{vi}・・・j部門への総投資, I_{vi}・・・i部門が行った総投資

具体的に三部門表 (表6) で説明する。

まず、Σ_jD_j = D₁+D₂+D₃ と Σ_jP_j = P₁+P₂+P₃ を求め、固定資産の減価償却総額と営業利潤総額を計算する。Σ_jD_j+Σ_jP_j でその合計を計算する。そして各部門の固定資産の減価償却と営業利潤合計を D_j+P_j (第1部門だったら D₁+P₁) で計算し、それが総固定資産の減価償却総額と総減価償却に占める割合を {(D₁+P₁)/

19) Mun-Heng TOH & Qian Lin [2005年] を参照。

20) 藤川清史 [2010] では資本形成率の推計を日本の固定資本マトリクスを参照にして作っている。

$(\sum_j D_j + \sum_j P_j)$ で計算する。そしてその割合を各部門の総投資額 I_{vi} にかけて各部門の投資財取引の正方行列を作る。これで I_{vij} が推計される（表7）。

2.2.2 総生産型増値税と営業税の計算式

総生産型増値税と営業税の計算式は②式によって求められる。売上にかかった税額から仕入の税額を控除したのが総生産型増値税である。しかし、固定資本財にかかった仕入税額は控除できない。

$$T = r_j \cdot (X_j + M_j - E_j) - \sum_{j \neq m} r_i \cdot Z_{ij} \quad (2)$$

第 m 産業は営業税の課税産業である。

しかし、中国は付加価値税の増値税だけでなく、売上税（Sales Tax）の営業税もある。しかも、営業税の仕入れは控除できない。この②式を上記の3部門表のモデルに適用する。第1、第2部門を増値税課税産業、第3部門を営業税課税産業とする。すると、増値税と営業税の税収合計を T として、第1部門の増値税税額を T_1 、第2部門の増値税税額を T_2 、第 m 部門の営業税税額を T_m とすると合計税額は③式のようになる。

（*注：第1部門と第2部門は増値税の課税部門とし仕入れ税額控除は認められ、第 m 部門は営業税の課税部門で仕入税額は控除できない。）

$$\begin{aligned} T &= T_1 + T_2 + T_m \\ &= r_1 \cdot (X_1 + M_1 - E_1) - r_1 \cdot Z_{11} - r_2 \cdot Z_{21} \\ &\quad + r_2 \cdot (X_2 + M_2 - E_2) - r_1 \cdot Z_{12} - r_2 \cdot Z_{22} \\ &\quad + r_m \cdot (X_m + M_m) \end{aligned} \quad (3)$$

$r_i \cdot \dots \cdot j$ 部門の税率²¹⁾ $z_{ij} \cdot \dots \cdot i$ 部門から j 部門への中間財仕入れ

表7 中井 [1981] によって推計した3部門表の固定資本投資の取引 I_{vij}

	1	2	M	I_{vi} (産業連関表から得られるもの)
1	I_{11}	I_{12}	I_{1m}	I_{1i}
2	I_{21}	I_{22}	I_{2m}	I_{2i}
M	I_{m1}	I_{m2}	I_{mm}	I_{3i}
I_{vj}	I_{v1}	I_{v2}	I_{v3}	

2.2.3 消費型増値税と営業税の計算式

次に消費型増値税と営業税の計算は④式によって求めることができる。②式より固定資本にかかった仕入税額が控除できるので、その分を②式よりマイナスすることで得られる。

$$\begin{aligned} T &= r_j \cdot (X_j + M_j - E_j) - \sum_{j \neq m} r_i \cdot Z_{ij} \\ &\quad - \sum_{j \neq m} r_i \cdot I_{vij} \end{aligned} \quad (4)$$

この I_{vij} は①式によって求められたものを適用する。しかし、営業税課税部門の第 m 部門は除外する。営業税の課税産業は仕入の税額が控除できないし、固定資本財の税額も控除できない。よって消費型増値税に移行され、増値税課税部門は固定資本の税額が控除できるようになると上の③式は以下ようになる。

$$\begin{aligned} T &= r_1 \cdot (X_1 + M_1 - E_1) - r_1 \cdot (Z_{11} + I_{11}) \\ &\quad - r_2 \cdot (Z_{21} + I_{21}) \\ &\quad + r_2 \cdot (X_2 + M_2 - E_2) - r_1 \cdot (Z_{12} + I_{12}) \\ &\quad - r_2 \cdot (Z_{22} + I_{22}) + r_m \cdot (X_m + M_m) \end{aligned} \quad (5)$$

ここで注意すべきなのは営業税の課税部門は依然として固定資本財の税額は控除できないことである。元々、税負担率は税収が所得に占める割合で示されているが、増値税（課税対象は付加価値）の税負担率と営業税（課税対象は売上）の税負担率を比較するために、本稿では税収が生産額に占める割合を税負担率とする。そこで固定資本財の税額をその年の生産額（今回は2007年の産業連関表を使用したので2007年の生産額）で割ると固定資本財の各部門の税負

21) この時の r は粗税率を表す。

担率が求められ、本稿ではそれを法的税率と対照させるために固定資本財の税負担率—実行税率と称することにする。

2.3 推計結果

推計の結果をみると固定資本財の税額控除が全部の部門に適用できると、固定資本財の平均税負担率—実効税率分の税負担が軽減される。ここでの推計では全部の産業の税負担が平均して1.2%軽減される結果となった。しかし、増値税と営業税の共存の場合、増値税が生産型から消費型に移行されても、営業税に関しては固定資本財にかかった税額は控除できないので、そうすると各産業の税負担は平均して0.4%位にしか軽減されない(表8参照)。そして、増値税と営業税の税負担率—実行税率をみると、法的増値税税率は17%と13%で、法的営業税税率はほとんど3%と5%であるのに対して(表5の税率表を参照)、実際の増値税産業の平均税負担率—実行税率は5.0%で、営業税産業の実行税率は4.5%である。また、増値税の課税産業が固定資本財の税額控除ができるようになると、各産業の平均税負担率—実行税率は4.8%から4.4%に、元より0.4%位—固定資本財の税負担率分引き下がる。増値税と営業税の税収総額は33458億元から31354億元に6%程度減少する。

具体的に各産業の税負担の変化を観察してみると、総生産型増値税から消費型増値税に移行して、固定資本財の税額を控除できるようになり、全体としての産業部門の税負担が減少する。税負担額が他産業より大きく減少する産業は石油・天然ガス、廃棄物、水の生産と供給業、電力・エネルギー生産と供給業、非金属鉱物、石炭鉱業等である。

この結果を2002年中国各省産業連関表で各省産業構成の特徴と重ね合わせて見ると(表10参照)、これら産業の占める割合の高い天津、黒竜江、上海、江蘇、浙江、山東、広東、寧夏の地方財政収入は他の地域より大きく税収減少

すると予想される。固定資本財の税額控除が認められるようになると、通常内陸部の重工業地帯が影響を受けやすいと思われるが、一部の沿海地域にも影響を及ぼしているのが分析結果によって判明した。

3. 営業税が増値税に取り換えられた時の試算

3.1 営業税推計に使用する計算式

次に、現在議論が盛んに行われている営業税²²⁾が増値税によって置き換えられた場合²³⁾、中国全体の税収総額と各産業の税負担にどのような影響を与えるかを推計する。国家発展改革委員会経済研究所の劉国艶 [2008]²⁴⁾によると営業税を増値税が代替し、増値税に一体化され、さらにその部分も中央と地方がシェアする共有税の範疇に入れることが中国の《中央税、地方税、共有税調整状況の中長期目標》に組み込まれていると指摘している。

営業税は増値税と違って仕入の税額も固定資本にかかった税額も控除できない。よって営業税と増値税が共存する時に税額は上で述べたように⑤式によって求められる。しかし、もし営業税が増値税によって代替され、すべての産業が消費型増値税の課税産業になると増値税の税額は⑥式によって求めることができる²⁵⁾。

$$\begin{aligned}
 T = & r_1 \cdot (X_1 + M_1 - E_1) - r_1 \cdot (Z_{11} + I_{11}) \\
 & - r_2 \cdot (Z_{21} + I_{21}) - r_m \cdot (Z_{m1} + I_{m1}) \\
 & + r_2 \cdot (X_2 + M_2 - E_2) - r_1 \cdot (Z_{12} + I_{12}) \\
 & - r_2 \cdot (Z_{22} + I_{22}) - r_m \cdot (Z_{m2} + I_{m2}) \\
 & + r_m \cdot (X_m + M_m - E_m) - r_1 \cdot (Z_{1m} + I_{1m}) \\
 & - r_2 \cdot (Z_{2m} + I_{2m}) - r_m \cdot (Z_{mm} + I_{mm})
 \end{aligned} \tag{6}$$

22) 営業税は中国独特の税でサービス業を課税対象とする売上税である。

23) 劉佐 [2009], 胡天瑞・管澤峰・杜壬禾 [2009] 等。

24) 劉国艶, 「政府間収入分配と分税制改革」, 『中国投資』, 2008, 12月。

25) この時の税率も基本的に表5の税率を使用するが、元々営業税を課税していた第26部門から第42部門までは増値税によって代替された後、軽減税率の13%を適用する。

表8 増値税が総生産型から消費型に移行した時、固定資本控除分の軽減税率（I/X）、増値税と営業税の各部門税負担率—実行税率への影響

	T（増値税＋営業税）			
	$I_1 \tau / X^{26)}$	$T_{\text{増&営}} / X^{27)}$	$(T_{\text{増&営}} - I) / X^{28)}$	
1	農業	0.14%	7.57%	7.43%
2	石炭鉱業	0.77%	6.40%	5.64%
3	石油・天然ガス	1.59%	13.98%	12.39%
4	金属鉱物	0.76%	12.14%	11.39%
5	非金属鉱物	0.79%	5.83%	5.05%
6	食料品製造業・タバコ製造業	0.43%	3.55%	3.12%
7	紡織業	0.37%	0.06%	-0.31%
8	衣服・皮革・その他の繊維既製品	0.34%	0.78%	0.44%
9	木製品・家具製造業	0.44%	2.58%	2.14%
10	紙、印刷・事務用品	0.48%	3.78%	3.30%
11	石油、コークス・核燃料加工業	0.36%	5.96%	5.61%
12	化学工業	0.49%	5.20%	4.71%
13	非金属鉱物製造業	0.56%	3.32%	2.76%
14	金属製錬・精製	0.44%	2.59%	2.15%
15	金属製造業	0.45%	0.92%	0.46%
16	一般、特殊機械製造業	0.47%	6.22%	5.75%
17	輸送用機器製造業	0.33%	4.52%	4.19%
18	電気製品、機械・器材製造業	0.40%	0.89%	0.49%
19	通信設備、コンピューター及び他の電子機械製造業	0.36%	2.34%	1.98%
20	計器器具及び事務用機械製造業	0.42%	6.90%	6.48%
21	他の製造業	0.40%	3.30%	2.89%
22	廃棄物	3.73%	13.05%	9.32%
23	電力、エネルギー生産、供給業	0.83%	3.95%	3.12%
24	ガス生産と供給業	0.48%	3.04%	2.55%
25	水の生産と供給業	0.92%	6.80%	5.88%
26	建築業	0.00%	2.92%	2.92%
27	交通運輸及び倉蓄業	0.00%	3.98%	3.98%
28	郵政事業	0.00%	3.07%	3.07%
29	情報通信、コンピューターとソフト産業	0.00%	4.95%	4.95%
30	卸売と小売交易業	0.00%	4.76%	4.76%
31	宿泊とレストラン業	0.00%	4.93%	4.93%
32	金融保険業	0.00%	4.79%	4.79%
33	不動産業	0.00%	4.76%	4.76%
34	賃貸とビジネスサービス業	0.00%	5.74%	5.74%
35	科学研究事業	0.00%	6.91%	6.91%
36	総合技術サービス業	0.00%	4.76%	4.76%
37	水利、環境と公共設備管理業	0.00%	4.76%	4.76%
38	住民サービスとその他のサービス業	0.00%	9.30%	9.30%
39	教育	0.00%	0.00%	0.00%
40	衛生、社会保障と社会福祉事業	0.00%	4.77%	4.77%
41	文化、体育と娯楽業	0.00%	3.16%	3.16%
42	公共管理と社会組織	0.00%	2.92%	2.92%
	全体	0.40%	4.81%	4.42%
		$I_1 \tau / X^{29)}$	$T_{\text{増&営}} / X^{30)}$	$(T_{\text{増&営}} - I) / X^{31)}$

26) 固定資本財の税額控除が全部の産業に適用される時の固定資本財の税負担率—実行税率は I_1/X 。

27) 固定資本財の税額控除がない時の増値税と営業税の税負担率—実行税率を表し、第1部門から第25部門までは増値税の実行税率で、第26部門か

ら第42部門までは営業税の実行税率である。全体の実行税率は全部の産業の増値税と営業税の合計額に全部の産業部門の生産額を割って求められる。

28) 固定資本財の税額控除がある時の増値税と営業税の実行税率。

今度は全部の部門が消費型増値税の課税産業になり、仕入の税額も、固定資本財の税額も全額控除できるようになる。⑤式に比べ元々の営業税部門からの仕入が控除出来て、元々の営業税部門も今度は仕入税額も、固定資本にかかった税額も控除できるようになった。

3.2 推計結果

上記の推計結果によると増値税と営業税が共存する時は消費型増値税の固定資本財の税額控除改革によって各産業の税負担率—実効税率は4.8%から4.4%まで0.4%位しか引き下がっていない。しかし、表9の営業税が増値税に置き換えられた時の推計結果をみると、営業税がなくなり、全部の産業が増値税課税産業に一本化されると、消費型増値税の改革によって全産業の付加価値税の平均税負担率—実効税率は4.5%から3.3%まで1.2%も引き下がる。固定資本財の税額控除が認められない時、営業税が増値税に置き換えられても元々営業税の課税産業は少ししか影響はでない。しかし、固定資本財の税額控除が認められるようになり、さらに増値税一本化にすると元々の営業税の課税産業は大きく影響され、その部門の企業の税負担は大幅に減少する。

税負担が他産業より大きく減少する産業は賃貸とビジネスサービス業、住民サービスと他のサービス業、衛生、社会保障と社会福祉事業等元々営業税の課税産業で、現在政府が重視している衛生、社会保障産業等が有利になる事が分かる。

29) 固定資本財の税額控除が全部の産業に適用される時の固定資本財の税負担率—実行税率は I_1/X 。

30) 固定資本財の税額控除がない時の増値税と営業税の税負担率—実行税率を表し、第1部門から第25部門までは増値税の実行税率で、第26部門から第42部門までは営業税の実行税率である。全体の実行税率は全部の産業の増値税と営業税の合計額に全部の産業部門の生産額を割って求められる。

31) 固定資本財の税額控除がある時の増値税と営業税の税負担率—実行税率。

税負担が増加する産業もあるが、それは教育、公共管理と社会組織等である。不動産業、金融保険業、文化、体育と娯楽業、総合技術サービス業、水利、環境と公共設備管理業等は固定資本財の税額控除を認められない時営業税が増値税に代わったら、税負担率は上昇するが、固定資本財の税額控除が認められるようになると税負担率は下がる。これらの産業の税負担上昇の理由として考えられるのは、中間投入財の割合が低く、中間財の税額を控除できても税率アップによって産業全体の税負担は上昇する。しかし、固定資本財の税額控除が可能になると税負担が軽減され、企業の税負担は営業税を課している時より減少する。

3.3 営業税が増値税によって代替された時、増値税の中央と地方配分割合の変更

表10からは各地方政府は一般財政収入のかなりの部分を地方税である営業税に頼っているのが分かる。そして、経済が発展している地域ほど営業税の割合が高く、営業税がなくなると経済が発展している地域がさらに打撃を受けると予想される。上記の営業税が増値税に代替されて影響を及ぼした産業の推計結果を表10の中国各省産業構成の特徴と重ね合わせて見ると、これら産業の占める割合の高い北京、山西、天津、遼寧、上海、広東、甘肅、海南の地方財政収入が営業税の増値税代替によって他地域より大きく縮小することが予想される。

表12から、地方税である営業税が各地域の一般財政収入に占める割合は全国平均36%である。増値税は現在中央と地方の配分割合は3:1であるが、増値税が各地域の一般財政収入に占める割合は23%となって営業税の割合より低い。しかし、営業税は地域偏在度をもっとも高く（各地方政府の一般財政収入に占める割合のばらつきが増値税より激しい）地方税に向いていないと言える。増値税は個人所得税よりは地域偏在度が高いが、営業税や企業所得税よりは地域偏在度が小さく地方税に向いていると表

表9 増値税が営業税に代替され増値税に一本化された時各産業の税負担率—実行税率の変化、
されにそれに加え固定資本財の控除できる時とできない時の各産業税負担率の対照

	T _{増&営} 増値税と営業税共存の時		T _{増だけ} 増値税に一本化された時			T _{増だけ} - T _{増&営} 増値税に一本化された 前後の差額		
	T _{増&営} /X	(T _{増&営} -I)/X	T _増 /X	(T _増 -I)/X	I 控除無	I 控除有		
1	農業	7.57%	7.43%	6.84%	6.65%	-0.73%	-0.78%	7.57%
2	石炭鉱業	6.40%	5.64%	4.85%	3.79%	-1.56%	-1.84%	6.40%
3	石油・天然ガス	13.98%	12.39%	13.14%	10.96%	-0.84%	-1.43%	13.98%
4	金属鉱業	12.14%	11.39%	10.88%	9.84%	-1.26%	-1.54%	12.14%
5	非金属鉱業	5.83%	5.05%	4.24%	3.16%	-1.59%	-1.89%	5.83%
6	食品製造及び食品加工業	3.55%	3.12%	2.52%	1.92%	-1.04%	-1.20%	3.55%
7	紡績業	0.06%	-0.31%	-0.67%	-1.18%	-0.73%	-0.87%	0.06%
8	洋服・皮革・羽毛製品	0.78%	0.44%	-0.22%	-0.69%	-1.01%	-1.13%	0.78%
9	木製品及び家具製造	2.58%	2.14%	1.54%	0.93%	-1.04%	-1.20%	2.58%
10	製紙、印刷及びワイヤ用品製造業	3.78%	3.30%	2.81%	2.15%	-0.97%	-1.15%	3.78%
11	石油加工、コークス及び核燃料加工業	5.96%	5.61%	5.24%	4.75%	-0.72%	-0.85%	5.96%
12	化学工業	5.20%	4.71%	4.20%	3.53%	-1.00%	-1.18%	5.20%
13	非金属鉱物製造業	3.32%	2.76%	2.05%	1.28%	-1.27%	-1.47%	3.32%
14	金属製錬及び圧延加工業	2.59%	2.15%	1.77%	1.17%	-0.82%	-0.99%	2.59%
15	金属製造業	0.92%	0.46%	0.04%	-0.58%	-0.88%	-1.04%	0.92%
16	通用、専用設備製造業	6.22%	5.75%	5.19%	4.56%	-1.02%	-1.20%	6.22%
17	交通運輸設備製造業	4.52%	4.19%	3.54%	3.10%	-0.97%	-1.09%	4.52%
18	電気、機械及び機材製造業	0.89%	0.49%	-0.16%	-0.71%	-1.05%	-1.20%	0.89%
19	通信設備、計算機及び他の電子設備製造業	2.34%	1.98%	1.25%	0.75%	-1.09%	-1.23%	2.34%
20	計器器具及びワイヤ用機械製造業	6.90%	6.48%	5.94%	5.37%	-0.96%	-1.12%	6.90%
21	他の製造業	3.30%	2.89%	2.33%	1.77%	-0.97%	-1.12%	3.30%
22	廃棄物	13.05%	9.32%	12.85%	7.74%	-0.20%	-1.58%	13.05%
23	電力、エネルギー生産、供給業	3.95%	3.12%	2.93%	1.79%	-1.02%	-1.33%	3.95%
24	ガス生産と供給業	3.04%	2.55%	2.08%	1.42%	-0.96%	-1.13%	3.04%
25	水の生産と供給業	6.80%	5.88%	5.03%	3.78%	-1.77%	-2.11%	6.80%
26	建築業	2.92%	2.92%	2.25%	1.70%	-0.68%	-1.22%	2.92%
27	交通運輸及び倉蓄業	3.98%	3.98%	3.33%	1.41%	-0.64%	-2.57%	3.98%
28	郵政事業	3.07%	3.07%	4.98%	4.54%	1.91%	1.47%	3.07%
29	情報通信、コンピューターとソフト産業	4.95%	4.95%	6.48%	3.56%	1.53%	-1.39%	4.95%
30	卸売と小売貿易業	4.76%	4.76%	5.08%	3.08%	0.32%	-1.68%	4.76%
31	宿泊とレストラン業	4.93%	4.93%	4.04%	2.56%	-0.89%	-2.37%	4.93%
32	金融保険業	4.79%	4.79%	7.81%	5.01%	3.01%	0.22%	4.79%
33	不動産業	4.76%	4.76%	9.47%	5.49%	4.70%	0.73%	4.76%
34	賃貸とビジネスサービス業	5.74%	5.74%	2.02%	0.87%	-3.71%	-4.86%	5.74%
35	科学研究事業	6.91%	6.91%	9.21%	8.15%	2.30%	1.23%	6.91%
36	総合技術サービス業	4.76%	4.76%	5.68%	4.34%	0.92%	-0.42%	4.76%
37	水利、環境と公共設備管理業	4.76%	4.76%	5.35%	3.81%	0.59%	-0.95%	4.76%
38	住民サービスと他のサービス業	9.30%	9.30%	4.34%	2.42%	-4.96%	-6.89%	9.30%
39	教育	0.00%	0.00%	6.01%	5.33%	6.01%	5.33%	0.00%
40	衛生、社会保障と社会福祉事業	4.77%	4.77%	2.51%	1.86%	-2.26%	-2.92%	4.77%
41	文化、体育と娯楽業	3.16%	3.16%	4.23%	3.03%	1.07%	-0.14%	3.16%
42	公共管理と社会組織	2.92%	2.92%	5.84%	5.39%	2.92%	2.47%	2.92%
	全体	4.81%	4.42%	4.50%	3.33%	-0.32%	-1.09%	4.81%

表10 42部門が各地域の産業に占める割合

地域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
部門	北京	天津	河北	山西	内蒙	寧夏	吉林	黒龍江	上海	蘇州	江蘇	浙江	安徽	福建	江西	山東	河南	湖北	湖南	広東	広西	海南	重慶	四川	貴州	雲南	陝西	甘粛	青海	寧夏	新疆
1	2.3%	3.1%	10.7%	7.6%	19.4%	7.9%	13.2%	9.8%	1.5%	7.2%	4.6%	15.0%	8.6%	15.5%	9.0%	13.7%	9.8%	12.9%	4.9%	16.5%	26.6%	8.7%	14.4%	15.0%	15.5%	10.2%	12.7%	8.8%	10.6%	14.1%	
2	0.5%	0.0%	1.1%	10.5%	3.4%	1.0%	0.6%	1.6%	0.1%	0.3%	0.0%	1.7%	0.5%	1.2%	1.6%	1.9%	0.1%	1.4%	0.0%	0.2%	0.0%	0.7%	1.2%	2.3%	0.7%	1.4%	0.9%	0.5%	3.8%	0.9%	
3	0.0%	3.2%	0.5%	0.0%	0.3%	1.7%	0.8%	10.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	0.7%	0.1%	0.0%	0.7%	0.0%	0.1%	0.1%	0.6%	0.0%	0.0%	3.7%	0.3%	4.9%	3.1%	
4	0.0%	0.0%	1.8%	0.9%	0.8%	0.6%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	1.7%	0.9%	0.7%	1.2%	0.5%	0.9%	0.1%	1.4%	0.6%	0.2%	0.2%	0.3%	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	1.7%	0.2%	
5	0.0%	0.1%	0.5%	0.7%	0.8%	0.6%	0.2%	0.6%	0.0%	0.2%	0.2%	1.1%	0.7%	0.7%	0.4%	1.0%	1.0%	0.6%	0.2%	0.6%	0.2%	0.2%	1.4%	0.8%	0.7%	0.4%	0.4%	0.2%	1.2%	0.2%	
6	2.5%	3.7%	5.3%	2.8%	6.2%	3.8%	9.2%	9.0%	3.6%	4.3%	4.0%	7.5%	6.4%	6.2%	13.8%	10.1%	8.4%	7.6%	3.3%	6.9%	4.3%	3.5%	7.5%	8.4%	15.0%	4.4%	3.2%	4.3%	2.6%	6.1%	
7	0.5%	1.5%	3.4%	0.8%	2.2%	1.2%	0.9%	0.8%	2.1%	6.6%	8.7%	2.0%	3.2%	1.3%	3.5%	2.0%	4.0%	1.5%	2.6%	0.7%	0.3%	0.9%	0.9%	0.2%	0.2%	1.4%	0.5%	1.4%	0.3%	1.4%	
8	0.6%	2.2%	2.3%	0.3%	0.6%	1.4%	0.4%	0.8%	2.8%	3.8%	6.4%	1.0%	3.2%	0.6%	1.5%	2.5%	2.5%	0.9%	3.9%	0.6%	0.4%	0.3%	0.6%	0.5%	0.1%	0.4%	0.3%	0.4%	0.7%	0.1%	
9	0.3%	0.9%	0.9%	0.2%	0.7%	0.8%	0.9%	2.0%	0.9%	1.0%	1.3%	1.5%	3.5%	1.3%	0.4%	2.4%	1.2%	1.2%	1.6%	1.0%	0.2%	1.0%	0.3%	0.5%	0.4%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%	0.3%	
10	1.0%	1.6%	2.8%	0.8%	1.0%	1.0%	0.7%	1.3%	2.2%	1.9%	3.3%	1.6%	2.7%	1.8%	2.2%	1.9%	2.0%	1.7%	3.6%	3.1%	0.6%	0.7%	1.7%	0.6%	1.3%	1.8%	0.6%	0.3%	1.9%	0.5%	
11	2.9%	2.7%	1.3%	4.1%	1.0%	6.2%	2.3%	3.9%	1.5%	1.0%	1.2%	0.8%	0.9%	1.2%	2.7%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	0.4%	0.3%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	2.0%	7.2%	1.5%	2.4%	
12	4.5%	7.9%	7.6%	4.5%	3.1%	5.8%	6.7%	5.2%	8.0%	11.2%	9.5%	5.7%	6.5%	4.4%	8.0%	5.2%	6.2%	5.3%	7.0%	5.6%	4.9%	5.8%	4.5%	6.6%	5.0%	4.9%	4.9%	7.1%	3.3%	3.3%	
13	1.3%	1.0%	5.9%	4.0%	3.5%	3.4%	1.9%	1.9%	1.5%	2.8%	2.4%	4.4%	1.7%	3.9%	2.8%	7.8%	3.6%	3.8%	2.2%	4.3%	1.1%	2.1%	4.4%	2.5%	2.4%	3.3%	2.7%	2.5%	2.5%	2.0%	
14	1.8%	6.0%	7.0%	8.8%	6.0%	7.8%	2.6%	1.4%	4.8%	5.3%	2.4%	3.1%	3.0%	4.2%	2.7%	3.6%	4.8%	4.6%	1.5%	3.2%	0.5%	3.9%	4.5%	8.6%	5.2%	1.8%	7.2%	8.2%	8.2%	1.7%	
15	0.8%	2.6%	3.0%	2.1%	0.8%	1.7%	0.4%	1.9%	2.6%	2.7%	2.5%	1.1%	2.2%	0.8%	1.1%	1.7%	2.0%	1.0%	2.8%	1.1%	0.8%	0.7%	1.3%	0.8%	0.9%	0.9%	0.7%	1.9%	1.6%	0.6%	
16	2.4%	2.9%	4.9%	2.7%	1.4%	5.9%	1.7%	3.5%	5.2%	5.2%	6.5%	3.3%	3.3%	1.8%	5.1%	4.6%	3.3%	3.2%	2.2%	3.8%	0.2%	3.7%	2.0%	0.9%	1.4%	4.4%	1.8%	1.8%	2.4%	0.5%	
17	2.4%	3.3%	1.9%	0.8%	0.9%	3.8%	13.9%	2.4%	7.7%	2.8%	3.4%	3.4%	2.4%	2.5%	2.5%	1.4%	6.9%	2.9%	2.1%	3.2%	4.1%	17.0%	1.8%	2.3%	0.9%	4.0%	0.4%	0.3%	0.1%	0.5%	
18	1.3%	3.5%	1.9%	0.5%	0.4%	1.8%	0.6%	1.0%	4.0%	3.2%	5.3%	2.6%	2.4%	1.1%	2.7%	1.4%	1.0%	1.5%	5.5%	1.0%	0.3%	1.4%	1.1%	0.9%	0.6%	1.9%	0.9%	0.5%	0.5%	0.6%	
19	10.0%	12.5%	0.6%	0.1%	0.6%	2.7%	0.6%	0.3%	6.8%	6.5%	2.7%	1.0%	4.3%	0.5%	1.4%	0.5%	0.9%	1.0%	12.9%	0.4%	0.2%	0.5%	2.6%	0.7%	0.2%	3.1%	0.6%	0.0%	0.1%	0.0%	
20	1.0%	0.5%	0.8%	0.1%	0.0%	0.5%	0.3%	0.5%	1.0%	0.6%	1.4%	0.3%	1.6%	0.6%	0.2%	0.1%	0.7%	0.3%	1.5%	0.2%	0.6%	0.9%	0.1%	0.1%	0.2%	0.9%	0.3%	0.2%	0.5%	0.0%	
21	0.1%	0.6%	0.0%	0.9%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%	0.4%	0.9%	1.4%	0.6%	1.3%	0.7%	0.8%	2.1%	0.6%	1.3%	1.1%	1.1%	0.0%	0.1%	0.3%	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%	0.0%	0.0%	

22	0.2%	0.2%	0.6%	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.6%	0.3%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.4%	0.2%	0.0%	0.4%	0.3%		
23	1.0%	1.3%	2.5%	4.0%	4.9%	2.5%	2.0%	3.6%	1.7%	2.8%	2.0%	2.5%	1.9%	3.2%	1.9%	2.9%	2.7%	2.4%	4.4%	2.2%	1.4%	2.2%	3.1%	4.7%	3.8%	2.2%	6.0%	5.2%	4.8%	2.9%
24	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.0%	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.5%	
25	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.3%	0.2%	0.5%	0.2%	0.4%	0.2%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.4%	
26	10.2%	5.6%	8.9%	12.6%	11.2%	7.0%	10.0%	9.6%	6.9%	7.7%	7.1%	10.1%	6.5%	13.5%	8.2%	7.5%	9.0%	10.6%	6.0%	10.9%	10.2%	14.0%	12.7%	15.3%	13.1%	14.6%	12.9%	20.4%	17.8%	14.7%
27	4.0%	6.8%	5.4%	7.7%	6.8%	4.5%	4.4%	4.0%	6.2%	2.1%	2.6%	4.1%	6.8%	5.7%	3.2%	5.1%	3.4%	3.9%	4.1%	4.3%	4.9%	3.4%	4.7%	4.7%	4.1%	6.3%	4.8%	5.8%	6.0%	6.5%
28	0.3%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
29	6.3%	1.3%	1.2%	1.5%	1.0%	1.7%	1.5%	1.9%	2.2%	1.2%	1.4%	1.1%	1.3%	1.2%	0.8%	1.1%	1.9%	2.0%	2.5%	1.5%	3.2%	1.4%	2.0%	1.6%	1.8%	2.9%	1.2%	1.9%	1.6%	1.6%
30	3.8%	8.0%	6.3%	5.5%	2.9%	7.2%	7.4%	5.8%	5.8%	5.3%	5.4%	6.8%	7.5%	5.3%	5.3%	4.2%	5.5%	8.0%	4.8%	8.0%	10.2%	7.7%	3.6%	4.6%	6.2%	6.1%	6.5%	5.1%	3.2%	7.1%
31	2.3%	1.7%	1.5%	2.3%	2.3%	3.0%	2.5%	2.4%	2.2%	1.7%	2.1%	2.7%	2.1%	2.5%	2.3%	2.4%	2.5%	2.2%	2.4%	3.9%	7.2%	1.5%	3.2%	3.3%	2.4%	2.5%	3.5%	2.5%	2.6%	2.0%
32	8.8%	2.4%	1.0%	1.5%	3.1%	2.3%	1.1%	1.7%	5.8%	1.8%	1.8%	2.8%	3.5%	2.0%	2.1%	0.9%	3.7%	2.6%	2.3%	1.2%	2.8%	1.9%	3.3%	2.2%	2.2%	1.4%	2.8%	2.3%	1.9%	2.1%
33	5.2%	3.1%	1.3%	1.0%	1.3%	1.8%	2.4%	3.3%	1.9%	0.9%	2.2%	2.0%	2.4%	2.0%	1.3%	1.7%	1.4%	2.7%	1.6%	3.3%	3.9%	1.8%	1.4%	2.1%	1.5%	2.7%	1.0%	1.0%	1.0%	
34	5.7%	1.5%	1.1%	0.9%	2.0%	0.5%	1.9%	1.1%	1.2%	0.4%	2.1%	0.7%	0.3%	1.4%	1.1%	0.5%	0.8%	0.9%	2.6%	0.2%	0.6%	1.8%	0.7%	0.9%	0.2%	0.5%	1.4%	0.1%	0.2%	3.9%
35	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%	0.3%	0.6%	0.2%	0.9%	0.2%	0.1%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%
36	1.9%	0.2%	0.1%	0.2%	1.0%	0.7%	0.7%	0.1%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.1%	0.2%	0.5%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%
37	4.9%	0.9%	0.4%	1.2%	0.2%	0.2%	0.6%	0.6%	0.7%	0.3%	0.3%	0.4%	0.2%	0.3%	0.8%	0.7%	0.2%	0.5%	0.6%	0.4%	0.3%	0.6%	0.7%	0.3%	0.7%	0.5%	0.4%	1.1%	0.3%	0.3%
38	0.8%	1.5%	0.5%	0.9%	1.5%	2.7%	0.4%	1.1%	0.8%	0.9%	0.5%	1.4%	1.0%	1.2%	0.6%	1.2%	1.0%	0.8%	1.3%	0.6%	1.4%	1.4%	2.7%	0.6%	0.7%	0.6%	2.2%	0.5%	0.9%	1.1%
39	2.1%	2.1%	1.1%	1.2%	2.2%	1.4%	1.6%	1.6%	1.2%	1.7%	1.5%	1.9%	1.3%	2.9%	0.4%	1.3%	1.8%	2.2%	1.3%	2.5%	1.8%	2.5%	2.7%	2.4%	2.8%	2.3%	2.9%	2.7%	1.6%	2.9%
40	1.0%	1.1%	0.7%	0.9%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.3%	1.5%	1.1%	2.2%	0.8%	1.2%	1.1%	2.8%	1.1%	1.8%	1.0%	1.0%	1.5%	1.5%	2.2%	1.1%	2.2%	1.7%	1.6%	2.2%
41	2.5%	0.4%	0.3%	0.9%	1.1%	0.7%	0.6%	0.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.3%	0.8%	0.9%	1.6%	0.4%	0.5%	0.8%	0.5%	0.2%	1.3%	0.4%	0.9%	0.2%	0.3%	0.5%	0.4%	0.3%	0.9%	0.6%
42	2.2%	1.7%	2.9%	3.4%	3.0%	2.3%	2.8%	2.7%	1.6%	1.6%	2.0%	1.8%	2.1%	2.1%	2.6%	2.0%	2.0%	3.4%	1.9%	3.4%	2.4%	2.9%	3.0%	3.4%	4.1%	3.8%	2.2%	5.5%	3.0%	4.0%

出所：2002年中国地方産業連関表により筆者作成。

表11 各主要税税額と各地方税収入に占める割合

	税収合計	増値税	営業税	企業所得税	個人所得税	増値税割合	営業税割合	企業所得税割合	個人所得税割合
合計	177,743,407	39,025,083	63,801,332	27,677,177	31,849,412	22.00%	35.90%	15.57%	17.92%
北京	13,509,666	1,435,257	6,010,578	1,506,372	3,391,950	10.60%	44.50%	11.15%	25.11%
天津	4,030,320	949,621	1,463,825	368,735	734,035	23.60%	36.30%	9.15%	18.21%
河北	5,877,766	1,687,095	1,783,478	994,909	915,351	28.70%	30.30%	16.93%	15.57%
山西	4,216,403	1,469,285	950,787	1,286,540	518,573	34.80%	22.50%	30.51%	12.30%
内モンゴル	3,343,059	790,571	1,152,262	498,024	439,896	23.60%	34.50%	14.90%	13.16%
遼寧	5,408,297	1,181,356	1,691,065	615,218	808,290	21.80%	31.30%	11.38%	14.95%
大連	2,000,975	316,033	829,070	272,460	336,029	15.80%	41.40%	13.62%	16.79%
吉林	2,176,113	530,544	758,630	213,076	378,045	24.40%	34.90%	9.79%	17.37%
黒竜江	3,186,214	1,062,826	858,456	281,583	508,476	33.40%	26.90%	8.84%	15.96%
上海	18,426,138	3,138,185	7,146,039	2,861,842	4,235,240	17.00%	38.80%	15.53%	22.98%
江蘇	17,142,910	4,156,824	5,740,226	2,553,353	2,773,762	24.20%	33.50%	14.89%	16.18%
浙江	11,140,185	2,366,635	4,030,653	2,592,530	1,958,670	21.20%	36.20%	23.27%	17.58%
寧波	2,925,100	722,501	919,845	777,959	603,818	24.70%	31.40%	26.60%	20.64%
安徽	3,627,391	828,068	1,366,208	509,940	457,216	22.80%	37.70%	14.06%	12.60%
福建	3,889,730	779,217	1,428,179	593,583	778,841	20.00%	36.70%	15.26%	20.02%
厦門	1,538,611	295,325	659,131	191,412	256,716	19.20%	42.80%	12.44%	16.68%
江西	2,501,438	536,055	973,987	433,668	370,670	21.40%	38.90%	17.34%	14.82%
山東	9,658,733	2,520,875	2,639,258	1,712,629	1,124,746	26.10%	27.30%	17.73%	11.64%
青島	2,057,739	406,303	757,859	391,718	295,610	19.70%	36.80%	19.04%	14.37%
河南	5,693,192	1,311,275	1,842,372	1,223,567	756,420	23.00%	32.40%	21.49%	13.29%
湖北	4,003,582	944,847	1,395,926	388,162	616,973	23.60%	34.90%	9.70%	15.41%
湖南	3,696,366	872,320	1,486,366	283,835	625,112	23.60%	40.20%	7.68%	16.91%
広東	16,463,852	3,690,140	5,991,750	2,822,678	3,320,494	22.40%	36.40%	17.14%	20.17%
深圳	5,836,396	1,134,202	2,331,430	915,174	1,675,147	19.40%	39.90%	15.68%	28.70%
広西	2,582,762	591,896	1,031,214	307,229	480,271	22.90%	39.90%	11.90%	18.60%
海南	813,676	131,861	389,379	75,088	127,995	16.20%	47.90%	9.23%	15.73%
重慶	2,595,316	498,070	1,171,243	233,743	400,989	19.20%	45.10%	9.01%	15.45%
四川	5,723,668	1,055,850	2,456,711	927,320	953,723	18.40%	42.90%	16.20%	16.66%
貴州	2,012,766	465,293	682,738	351,756	368,068	23.10%	33.90%	17.48%	18.29%
雲南	3,642,481	868,883	1,124,657	371,350	479,776	23.90%	30.90%	10.19%	13.17%
チベット	122,019	20,876	70,691		14,524	17.10%	57.90%	0.00%	11.90%
陝西	3,420,363	904,396	1,175,461	387,559	440,742	26.40%	34.40%	11.33%	12.89%
甘肅	1,382,387	412,536	434,010	261,483	178,773	29.80%	31.40%	18.92%	12.93%
青海	423,581	137,580	147,086	59,945	53,576	32.50%	34.70%	14.15%	12.65%
寧夏	560,731	143,102	230,487	30,507	87,767	25.50%	41.10%	5.44%	15.65%
新疆	2,113,751	669,380	682,275	112,230	383,128	31.70%	32.30%	5.31%	18.13%
	税収合計	増値税	営業税	企業所得税	個人所得税	増値税割合	営業税割合	企業所得税割合	個人所得税割合

出所：中国税務年鑑2008年によって作成。

表12 各主要税の全国平均と標準偏差

	増値税（共有税）	営業税（地方税）	企業所得税（共有税）	個人所得税（共有税）
各税が各地方の一般財政に占める全国平均	23.07%	36.62%	14.02%	16.52%
地域偏在度（標準偏差）	0.22	0.35	0.30	0.12

表 13 増値税と営業税の 2005 年の実際徴収値³⁴⁾ と今回の推計値の比較

(単位：億元)

		増値税	営業税	増&営税合計	地方配分税額	中央配分税額
増値税 & 営業税	T _{2005年実際徴収値} (この時固定資本控除未だ無)	15988.6	6582.2	22570.8	10579.4	11991.5
	T _{増&営推計値} (固定資本控除なし)	23712.5	10356.2	34068.7	16284.3	17784.4
	T _{増&営推計値} (固定資本控除あり)	20997.7	10356.2	31353.9	15605.6	15748.3
増値税 だけ	T _{増推計値} (固定資本控除なし)	29664.9	—	29664.9	7416.2	22248.7
	T _{増推計値} (固定資本控除あり)	22079.1	—	22079.1	5519.8	16559.3

11 と表 12 から言える。

今回行ったシミュレーションは 2007 年度の産業連関表を使ったので、計算結果も 2007 年度税収徴収の実際値と比較してみる。2007 年には未だ固定資本の控除が認められてない時期なので、2007 年の実際の徴収値を増値税と営業税が共存して固定資本財の控除が行われていない推計値と比較してみると、増値税（15470 億元⇔23712 億元）も営業税（6582 億元⇔10356 億元）も流失が大規模に発生していることが分かる。今回のシミュレーションでは各税の免税措置や税優遇措置は無視して推計を行ったが、それにしても両税とも 30% 位の流失は大きいと言える³²⁾。

現在、増値税は中央と地方の共有税で増値税の 1/4 が地方に配分される。営業税は地方税で全部³³⁾ 地方政府に配分されることになる。増値税と営業税収入から地方に配分される税額を計算すると 2007 年度の実際徴収値だと 10579

億元になる。しかし、今回の推計値では地方に配分される増値税と営業税の総金額は 16284 億元になるべきで、実際の徴収値はこれの 65% となる。そして、増値税が生産型増値税から消費型消費税に移行され、増値税に関して固定資本投資の仕入税額控除が認めるようになって、徴収する増値税も減少するが、それでも実際地方に配分される増値税と営業税金額は増値税改革後の地方に配分される増値税と営業税徴収合計の 68% 位しか占めていない（表 13 を参照）。

それから営業税が増値税に代替された時の推計結果をみる（表 13 を参照）。営業税が生産型増値税に一本化された場合、両税の税額は 34068 億元から 29664 億元に減少する。しかし、この推計値は実際の徴収値 22570 億元よりは多い。もし営業税が消費型増値税に一本化された場合、固定資本の税額控除が全ての産業に可能になると、両税の税額は 31353 億元から 22079 億元までに大幅に減少する。しかし、実際の徴収値は 22570 億元で、これが 22079 億元にまで減るので、営業税が増値税代替によって優遇措置等を減らし税の流失を防げば、推計理論値のような大きな減少までには実際起こらないと推測される。

地方税の営業税が共有税の増値税に代替され増値税に一本化され、現在の増値税の中央配

32) 実際中国では輸出税還付は完全に行われていないが、時期によって又商品によって還付率が違うため今回のシミュレーションでは輸出税還付が 100% 行われると仮定して推計を行った。そのため、増値税の推計値は実際の税収を過小評価することになる。今回の輸出の税還付の推計値は実際の輸出税還付値の半分位で、それを考慮すると増値税の流失は 46% にまで拡大する。

33) 厳密には営業税の 100% が地方税収になるわけではない。鉄道会社、銀行、保険会社の本店の営業税は中央税で、中央の財政収入となる。しかし、この部分は全部の営業税の 2% しか占めていないので通常、営業税は地方税とする。

34) 今回のシミュレーションで使用したのは 2007 年度の中国の 42 分門の産業連関表なので、対称に 2007 年度の実際徴収値と比較する。

分比率の75%を維持すると中央の増値税の配分金額は消費型増値税を実施しても(17784億元⇒15748億元)あまり変わらない。しかし、2007年度現在の地方固定資本控除が認められていない時の地方に配分される増値税と営業税の配分総額の10579億元を維持させるためには、現在の増値税の地方への配分割合25%をどう変化させればよいのだろうか。もし、営業税が生産型増値税に代替されると、地方への増値税の配分割合を36%にすればよい。しかし、もし固定資本財の税額控除ができる消費型増値税に代替されると、地方への増値税の配分割合を48%位にまで引き上げなければならない。

終わりに

中国は1994年の分税制改革によって税種を中央税、地方税、中央と地方のシェアする共有税に分類し、中央政府と地方政府は所管の税種で各自財政収入を確保するようになった。しかし、この改革とその後行われた一連の税制改革によって地方政府の財政収入は厳しくなり、それを補うために中央から地方への財政移転制度が整備されるようになった。しかし、その財政移転も中央からの使用目的が特定されている財政移転が現在では主流となり、中国は完全に中央政府コントロール型の政府間財政関係へと発展していった。このトレンドの中で中国税収の40%を占めている一番大きな税目の増値税が改革されて、それがどのような意義をもつのかを今回のシミュレーションの推計結果をもちいて分析を行った。

2009年から中国型付加価値税の増値税は総生産型から消費型へ移行され、固定資本の仕入税額も免除が認められるようになった。通常、この改革によって内陸部の工業地帯だけが影響を受けると予想されがちだが、本論文の推計結果によると、一部の沿海地域の地方財政収入にも大きく影響を及ぼしているのが判明した。そして、増値税と営業税が共存している時はこの移行によって、増値税の課税産業に関しては固

定資本の仕入税額が控除できるようになるが、営業税の課税産業には仕入れ税額及び固定資本の仕入税額控除が適用できないために、増値税と営業税の税額合計に影響はでるがそれほど大きくはないとも言える(34068億元⇒31353億元)。従って、現在のように増値税と営業税両方課税を行う状況のもとでは、増値税が生産型から消費型に移行されても、地方財政にそれほど大きな影響を及ぼさないと予想される。

しかし、次に行われた地方税である営業税が共有税の増値税に代替される試算では、現在の営業税の課税産業が消費型増値税によって代替されると、代替された産業も仕入れ税額控除、固定資本財の税額控除が可能になり、推計では税額が元々増値税と営業税を徴収している時より大きく減少する(31353億元⇒22079億元)。しかし、現在優遇措置が多く、税の流失が激しく、これをある程度防ぎ現在7割程度の主要間接税徴収力を高めると増値税と営業税の税額はそこまで大きくは減少しない(22571億元⇒22079億元)。

増値税改革が中央政府と地方政府への影響をみると、現在増値税と営業税両方課税する段階で増値税が生産型から消費型に移行されると、中央政府も地方政府も財政収入にはあまり影響がなく、中央政府の影響が若干地方政府より大きい。しかし、営業税をなくし、増値税に一本化され、さらにすべての産業が消費型増値税の課税産業になると、中央政府と地方政府両方打撃を受けるが現在の実際の徴収値と比べてみると中央政府(11991億元⇒16559億元)のほうは主要間接税の税収が増加するが、地方政府(10579億元⇒5519億元)は半分位に減少される。

したがって、そのようになると現在の地方政府の財政収入を維持させるためには地方への配分割合の25%を引き上げなければならない。今回の推計では、営業税が生産型増値税に代替されると、地方への増値税の配分割合を36%とすればよい。もし、固定資本財の税額控除が

できる消費型増値税に代替されると、地方への増値税の配分割合を48%位にまで引き上げなければならない。

分税制改革とその後の一連の改革が中央と地方の政府間財政関係を中央政府コントロール型へのトレントを見せる中で、増値税改革も地方の財政を厳しくさせ、このトレントから外れていないと言える。しかし、元々営業税の課税産業にまで課税範囲を広げた増値税の中央と地方の配分割合の度合によって地方政府の財政状況は決められる。地方収入減少分を共有税の配分割合引き上げによって補うのか、それとも財政移転によって賄うのかは中央政府の決定次第である。もし、財政移転を選択した場合は、地方政府や地方財政の意義が問われることになる。

本論文は一連の税制改革によって影響を受けている産業、地域、増値税と営業税の推計を行って、現在の増値税と営業税の地方分配水準を維持させようとする、税制改革後配分割合をどの程度にすればよいのか推計分析を行った。それで、今後これらの税制改革に伴う財政移転制度に理論的根拠は与える試みをしたが、具体的に税制改革にマッチするような財政移転制度までは描いていない。これは次回の研究課題としたい。

参考文献

中国語文献

- 中国財政年鑑, 中国財政杂志社, 各年度版。
 中国統計年鑑, 中国統計出版社, 各年度版。
 中国稅務年鑑, 中国稅務出版社, 各年度版。
 白洁, 「我が国に増値税改革についての思考 (中国語: 对我国増値税改革的思考)」, 『中国總會計師』, 2010年04期。
 胡天瑞・管澤峰・杜壬禾, 「流轉稅收入の再分配機能についての初歩的研究 (中国語: 流轉稅收入分配調節功能初探)」, 『西部財会』, 2009年05期。
 刘国艶, 「政府間收入分配と分税制改革 (中国語:

政府間收入划分与分税制改革)」, 『中国投資』, 2008年12期。

- 刘玉梅, 「増値税改革と經濟發展への適正に関する分析 (中国語: 増値税改革与经济发展的适应性分析)」, 『商业时代』, 2010年11期。
 刘佐, 「新中国60年稅取大事典 (中国語: 新中国六十年稅收大事辑选)」, 『中国稅務』, 2009年10期。
 王小朋・欧阳渊, 「我が国財政移轉支払各項目の地域均衡効果の分析 (中国語: 我国財政轉移支付各構成項目均衡效果分析 (2001-2008))」, 『燕山大学学报 (哲学社会科学版)』, 2010年01期。
 邢瑞玲, 「増値税の移轉が中国經濟に与える影響 (中国語: 増値税轉型对我国經濟的影响)」, 『金卡工程 (經濟与法)』, 2009年12期。
 贾康・赵全厚, 「政府間財政体制变革 (中国語: 政府間財政体制变革)」, 『經濟研究参考』, 2009年02期。
 周芳, 「増値税の移轉が我が国經濟に与える影響 (中国語: 关于増値税轉型对我国經濟的影响)」, 『时代經貿』, 2007年08期。
 「1995年-2008年の間の地方財政力の規模と中央政府からの財政移轉状況 (中国語: 1995年-2008年地方財力規模及中央補助情况)」, 『地方財政研究』, 2009年11期。

日本語文献

- 曹瑞林, 『現代中国稅制の研究: 中国の市場經濟化と稅制改革』, 御茶の水書房, 2004年。
 中井英雄, 「一般消費稅の産業部門別價格効果—1次効果と2次効果の計測と比較」『商經學叢』近畿大學經營學部28(1), 1981年。
 藤川清史, 「消費稅導入の經濟効果—伝票方式と帳簿方式の相違を考慮した産業連関分析」『大阪經大論集』, 大阪經大會42(3)9, 1991年。
 藤川清史, 「消費稅導入の經濟効果—1990年産業連関表を用いた予測とその評価」『甲南經濟學論集』甲南大學經濟38(1), 1997年。

英語文献

- Mun-Heng TOH & Qian Lin, 'An evaluation of the 1994 tax reform in China—Using a general equilibrium model', *China Economic Review* 16, North Holland, 2005年。

[シン セツバイ 横浜国立大学大学院国際社会科学科博士課程後期]

